


準防火地域の指定区域を拡大します

平成29年 5月31日より

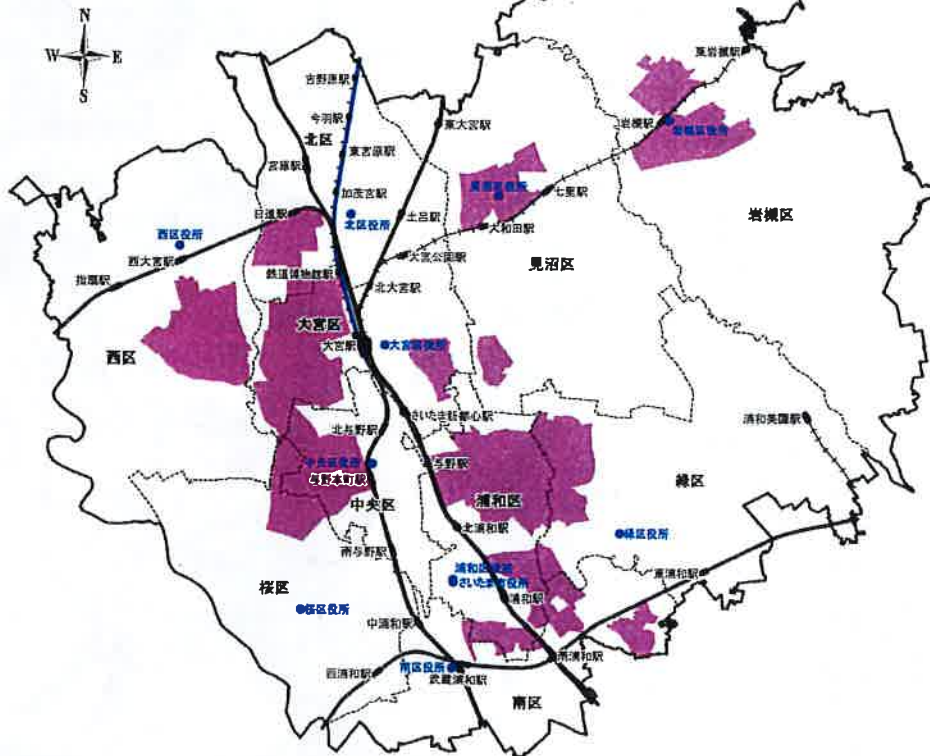
防火措置が必要となります  さいたま市

※上記の都市計画手続きについては、都市計画審議会の賛成の答申を受け平成28年8月26日に市長決裁を行ったものです

新たに準防火地域に指定される区域

 新たに準防火地域に指定される区域

約 2,862.6 ha



平成27年度に「さいたま市防災都市づくり計画」を策定しました。この計画の基本方針に基づき、大規模な地震によって火災が発生した場合に延焼の危険性が高い地域について、新たに準防火地域を指定することで「安全な都市づくり」を推進します。

制限の内容を確認したい場合は、裏面をご確認ください。

区域について詳しくは、市のHPからご確認ください。
さいたま市のHP → 【情報を探す】 → 【サイト内を検索する】
→ 「準防火地域の指定区域を拡大します」と入力し、
検索ボタンを押す
→ 「さいたま市/準防火地域の指定区域を拡大します」を
クリックすると以下のページにジャンプします。

<http://www.city.saitama.jp/001/010/014/001/p044434.html>

準防火地域を住所で検索したい場合はこちら

http://www.sonicweb-asp.jp/saitama_g/map?theme=th_21

🔍 情報を探す

🔍 サイト内を検索する

準防火地域の指定区域を拡大します

検索

